

前橋スポーツコミッション共催・後援等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋スポーツコミッション(以下「前橋SC」という。)が共催又は後援(以下「後援等」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種スポーツ大会、スポーツイベント又は催物をいう。
- (2) 事業主催者 事業を主催する機関又は団体であつて次に掲げるものをいう。
 - ア 国、地方公共団体又はこれに準ずる機関
 - イ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - ウ スポーツの振興等に大きく寄与する団体
- (3) 共催 事業の企画又は運営に関わることをいう。
- (4) 後援 事業の趣旨に賛同すること、又はその開催を援助することをいう。

(後援等の内容)

第3条 前橋SCが行う後援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 共催者又は後援者としての前橋SCの名義使用
- (2) 前号に掲げるもののほか、前橋スポーツコミッション会長(以下「会長」という。)が必要と認める事項

(後援等を行う事業の基準)

第4条 会長は、事業主催者から事業の後援等の依頼があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準のいずれにも該当する場合に後援等を行うものとする。ただし、本条第1号アについて、地域の活性化やイメージアップに、特に効果が認められる場合はこの限りではない。

- (1) 事業等の目的
 - ア 事業が営利を目的としないもの
 - イ 事業が政治的又は宗教的目的を有しないもの
 - ウ 後援等の依頼目的が売名を目的としているおそれのないもの
- (2) 事業の内容等
 - ア 広く前橋市に有益と認められるもの
 - イ スポーツの振興等に寄与すると認められるもの

ウ 事業の実施、運営、安全対策及び経費負担について、事業主催者が責任をもって行えるもの

エ その他、前橋ＳＣが後援等を行う事業として適さないおそれがないもの
(依頼の手続等)

第5条 事業の実施に当たり、前橋ＳＣの後援等の承諾を受けようとする事業主催者(以下「依頼者」という。)は、事業を実施する1か月前(募集を行う場合は、募集開始の1か月前。)までに、共催・後援依頼書(様式第1号)、事業実施計画書、収支予算書その他会長が必要と認める書類を会長に提出しなければならない。

2 会長は、依頼者に対し団体の規約又は会則の提出及び事業内容等についての説明を求めることができる。

3 会長は、第1項の依頼を受けたときは、速やかに承諾の可否を決定し、依頼者に承諾書(様式第2号)又は不承諾書(様式第3号)により通知するものとする。

4 依頼者は、事業計画等内容に変更があるとき、又は事業を中止するときは、後援等事業計画変更・中止届(様式第4号)を速やかに提出しなければならない。

5 依頼者は、承諾の決定を受けるまでは、共催又は後援に前橋ＳＣの名義を使用してはならない。

(承諾の取消等)

第6条 会長は、後援等を承諾した事業が、計画等の変更により、後援等を行うことが適当でないと認めるときは、後援等を取り消すことができる。

(事業結果報告)

第7条 後援等の承諾を受けた者は、事業実施後、速やかに後援等事業実施報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

2 会長に対し、大会役員等の就任依頼があった場合は、後援等の取扱いに準じ処理するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月17日から施行する。

この規程は、平成28年1月20日から施行する。